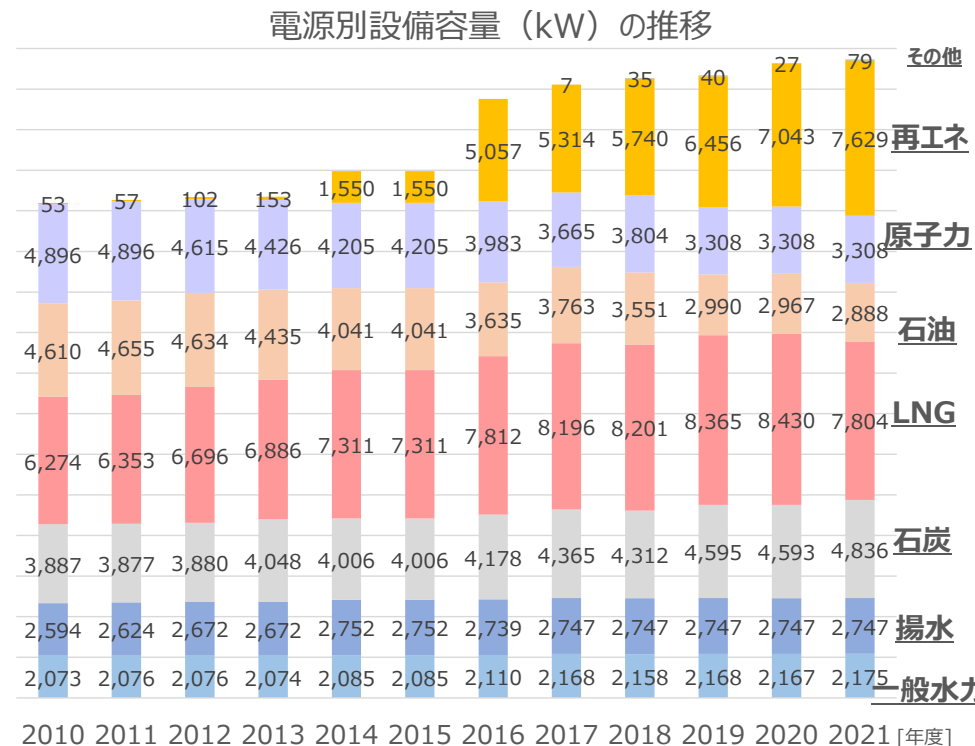
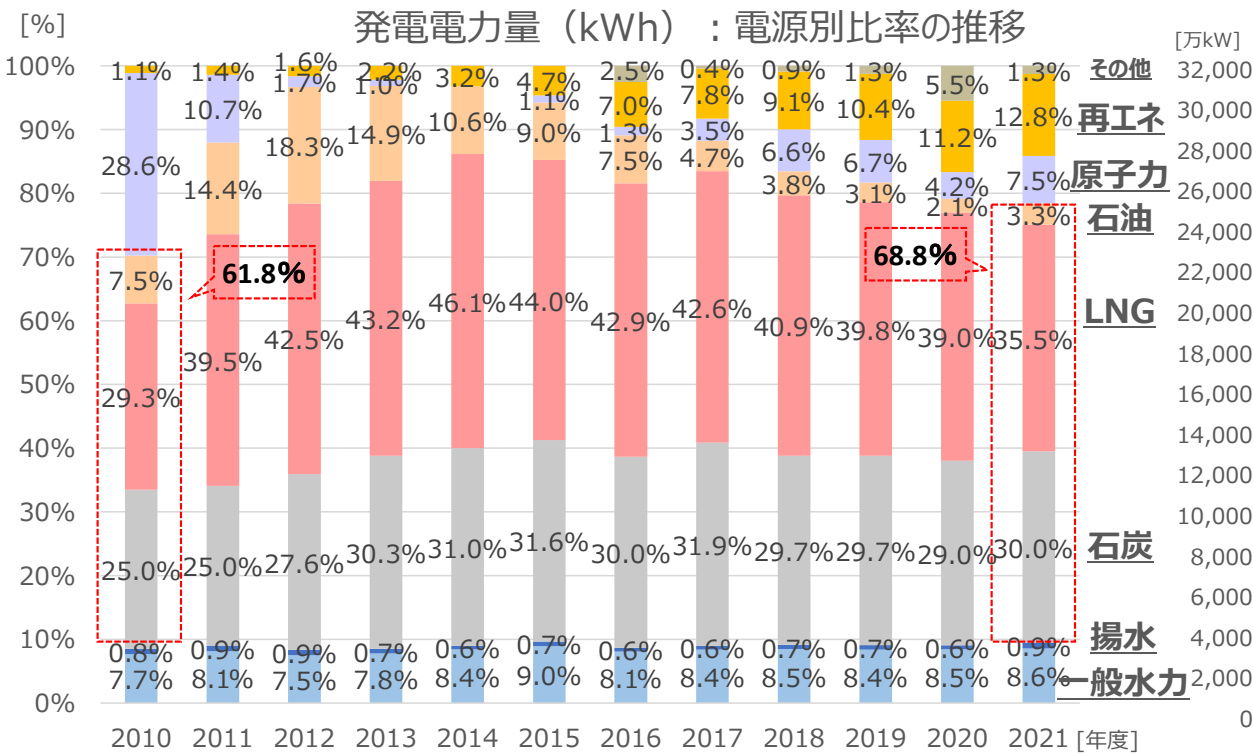


# 2022年度冬季の電力需給対策

2022年11月  
資源エネルギー庁

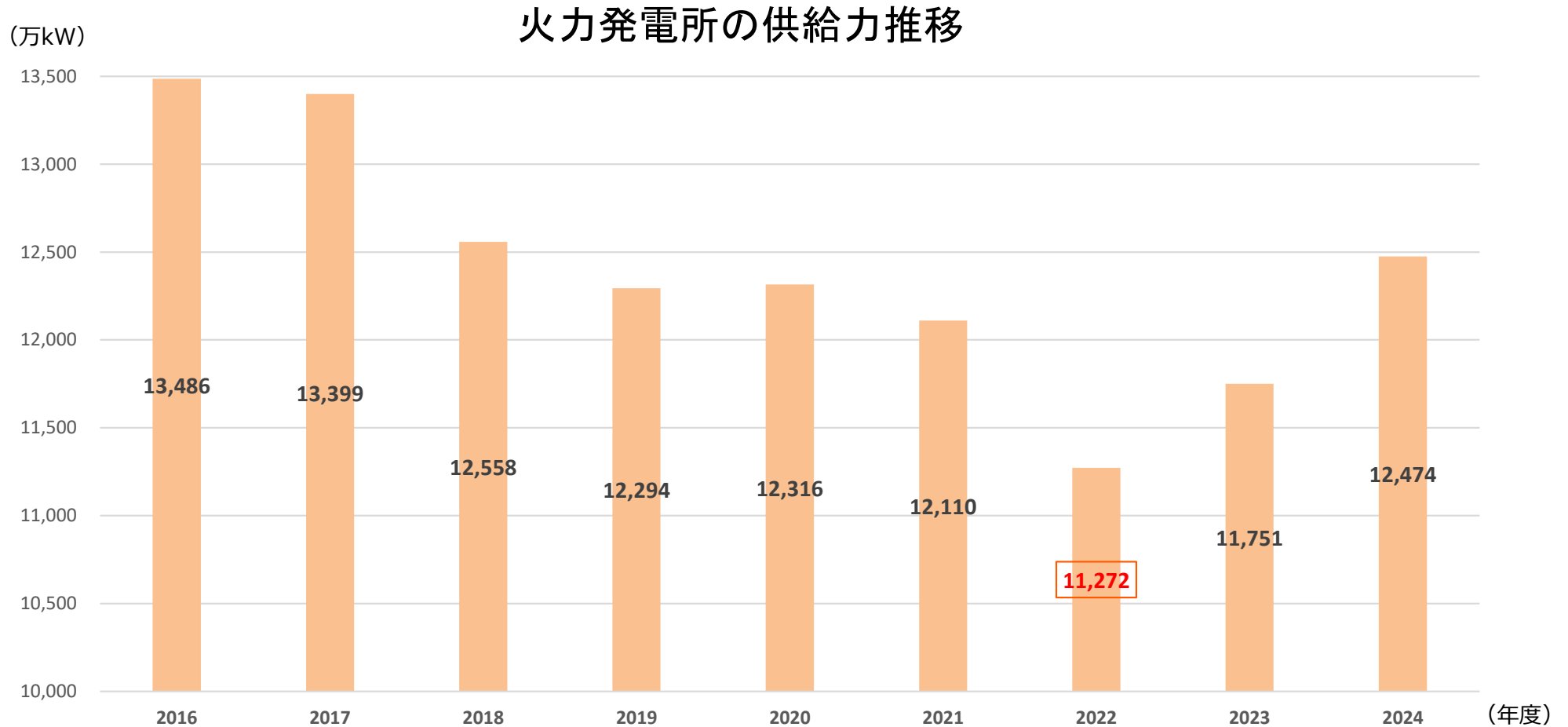
# 発電電力量と設備容量の推移

- 東日本大震災以降、全国の原子力発電所は順次停止し、**2014年度の原子力発電所の発電電力量の割合は0%**となった。
- 再エネの導入も進んでいるものの、安定供給を確保するために、休止していた経年火力発電所の再稼働や、最新の設備に更新して発電効率を高めるなどの取組により、**火力発電所の発電電力量の割合を増加させ、電力をまかなってきた。**
- また、近年再エネ設備の導入が増加する一方、**石油火力の廃止や一部原子力の廃炉が進んでおり、これらの設備容量は低下している。**



# 火力発電所の供給力推移

- 火力発電の供給力は、2016年度以降、設備の休廃止により大きく減少。2022年度は1.1億kW余りと最も低くなっている。
- 設備の休廃止の動向にもよるが、2023年度は、新設火力の運転開始等に伴い、供給力が増加に転じる見通し。



(出典) 2016～2021年度：各年度供給計画届出書  
2022年度以降：2022年度供給計画届出書

# 2022年度冬季の電力需給見通し

- 6月以降、追加供給力対策の実施や、3月の福島沖地震で停止していた火力発電所の復旧見通しがついたこと、電源の補修計画の変更、原子力発電所の特重施設の設置工事完了時期の前倒し等により、マイナスだった今冬の予備率は、安定供給に最低限必要な予備率3%を確保できる見通し。
- ただし、1月の東北・東京エリアでは4.1%となるなど、依然として厳しい見通しであり、大規模な電源脱落や想定外の気温の低下による需要増に伴う供給力不足のリスクへの対策が不可欠。

## 厳寒時の需要に対する予備率

<前回の電力需給検討会合開催（6月7日）時>

	12月	1月	2月	3月
北海道	12.6%	6.0%	6.1%	10.0%
東北	7.8%	3.2%	3.4%	9.4%
東京		▲0.6%	▲0.5%	
中部	4.3%	1.3%	2.8%	
北陸				
関西				
中国				
四国				
九州				
沖縄	45.4%	39.1%	40.8%	65.3%



<現時点>

	12月	1月	2月	3月
北海道	14.4%	7.9%	8.1%	12.1%
東北	9.2%	4.1%	4.9%	11.5%
東京		7.4%	5.6%	
中部				
北陸				
関西				
中国				
四国				
九州				
沖縄	44.5%	33.1%	34.4%	56.6%

# 2022年度冬季の電力需給対策

## 1. 供給対策

- 電源募集（kW公募）により、休止電源を稼働し、供給力を確保
- 追加的な燃料調達募集（kWh公募）の実施による予備的な燃料の確保
- 発電所の計画外停止の未然防止等の徹底による、安定的な電力供給
- 再エネ、原子力等の非化石電源の最大限の活用

## 2. 需要対策

- 無理のない範囲での節電の協力の呼びかけ
- 省エネ対策の強化
- 対価支払型デマンド・レスポンス（DR）の普及拡大
- 産業界、自治体等と連携した節電体制の構築
- 需給ひっ迫警報等の国からの節電要請の高度化
- セーフティネットとしての計画停電の準備

## 3. 構造的対策

- 容量市場の着実な運用、災害等に備えた予備電源の確保
- 燃料の調達・管理の強化
- 脱炭素電源等への新規投資促進策の具体化
- 揚水発電の維持・強化、蓄電池等の分散型電源の活用、地域間連系線の整備

# 2022年度冬季における節電・省エネのご協力のお願い

- 今冬の電力需給は、最低限必要とされる予備率3%以上を確保しているものの、厳しい見通しです。
- また、大規模な発電所のトラブルが発生した場合、安定供給ができない可能性が懸念されます。加えて、ロシアのウクライナ侵略などにより、燃料を取り巻く情勢は予断を許さない状況です。
- そのため、政府、電力会社においては、引き続き供給力の確保に最大限の努力をしますが、皆様におかれましては、**無理のない範囲での節電へのご協力をお願いします。**
- また、給湯器や自動車等の使用時の省エネについてもご協力をお願いします。

## 今冬の節電要請について

**期間：2022年12月1日（木）～2023年3月31日（金）**

✓終日、無理のない範囲で、節電へのご協力をお願いいたします。

※数値目標は設けない

# 電力需給ひっ迫時の対応（2022年度）

## 電力需給ひっ迫準備情報の発信

・蓋然性のある追加供給力対策を踏まえても、エリア予備率5%を下回る見通しとなった場合、前々日18時を目処に一般送配電事業者から電力需給ひっ迫準備情報の発信

前々日18時目処

## 電力需給ひっ迫注意報の発令

・あらゆる供給対策を踏まえても、**広域予備率が5～3%の見通しとなった場合**、前日16:00を目途に資源エネルギー庁から注意報を発令。

※前日16時以降に、気象条件の変化や、電源の計画外停止等により、広域予備率3%未満の見通しとなった場合は急遽警報発令となることがあり得る。  
※需給ひっ迫のおそれが解消されたと判断される場合には注意報を解除する。

前日16:00目処

## 電力需給ひっ迫警報の発令

・あらゆる供給対策を踏まえても、**広域予備率が3%を下回る見通しとなった場合**、前日16:00を目途に資源エネルギー庁から警報を発令。  
※計画停電等を行う可能性がある場合、一般送配電事業者から実施の可能性を公表する。

## 電力需給ひっ迫警報の発令（続報）

・需給状況が前日時点から改善がされず更新があった場合や、より厳しい見通しとなった場合、**広域予備率が3%未満の場合**にエネ庁から警報（続報）を発令。

※需給ひっ迫のおそれが解消されたと判断される場合には警報を解除する。

当日

## 節電要請※

※切迫度に応じて、節電要請の内容を変更

警報発令・節電要請等を行った後も広域予備率が1%を下回る見通しの場合

## 緊急速報メール（対象者：不足エリア内の携帯ユーザー）の発出

・不足エリア内の携帯ユーザーに、エネ庁から「緊急速報メール」を発信。

## 計画停電の実施を発表

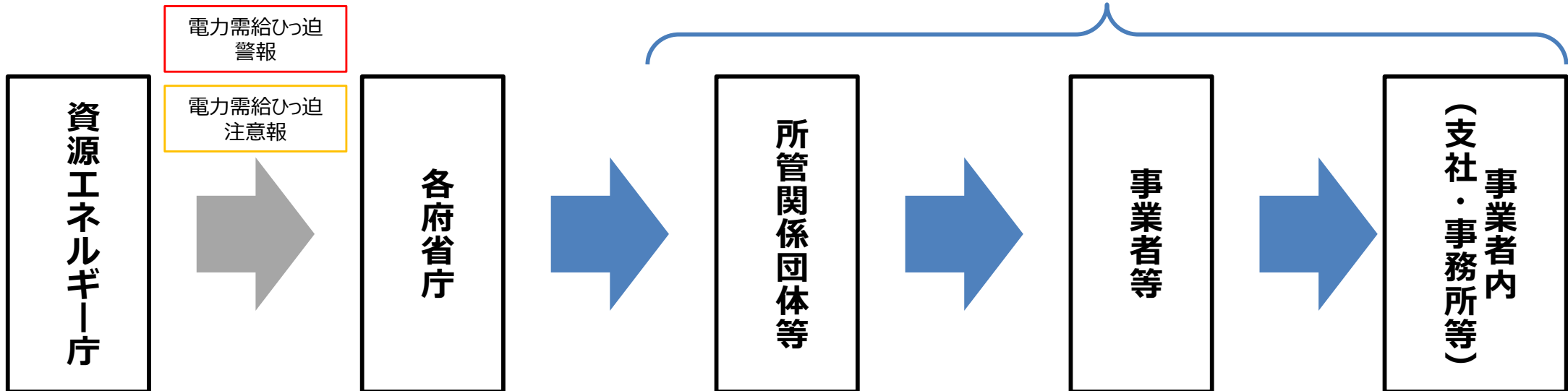
実需給の2時間程度前

※自然災害や電源の計画外停止が重なるなど、急遽予備率低下が生じるケースにおいては、上記スキームに限らず警報等が発令される場合がある。

# 電力需給ひっ迫注意報／警報発令時の連絡体制の再点検（産業界）

- 電力需給がひっ迫する見通しとなった場合、資源エネルギー庁から、前日16時目処に、広域予備率が5%を下回る場合には電力需給ひっ迫注意報、3%を下回る場合には電力需給ひっ迫警報を発令します。
- 電力需給ひっ迫注意報／警報は、各府省庁を通じて所管の関係団体、関係団体から事業者等に連絡するため、改めて、**節電要請の連絡を迅速に行うための連絡体制を構築・周知**をお願いします。  
※資源エネルギー庁から、各メディア等を通じた周知も行います。

## <電力需給ひっ迫注意報／警報連絡フロー>



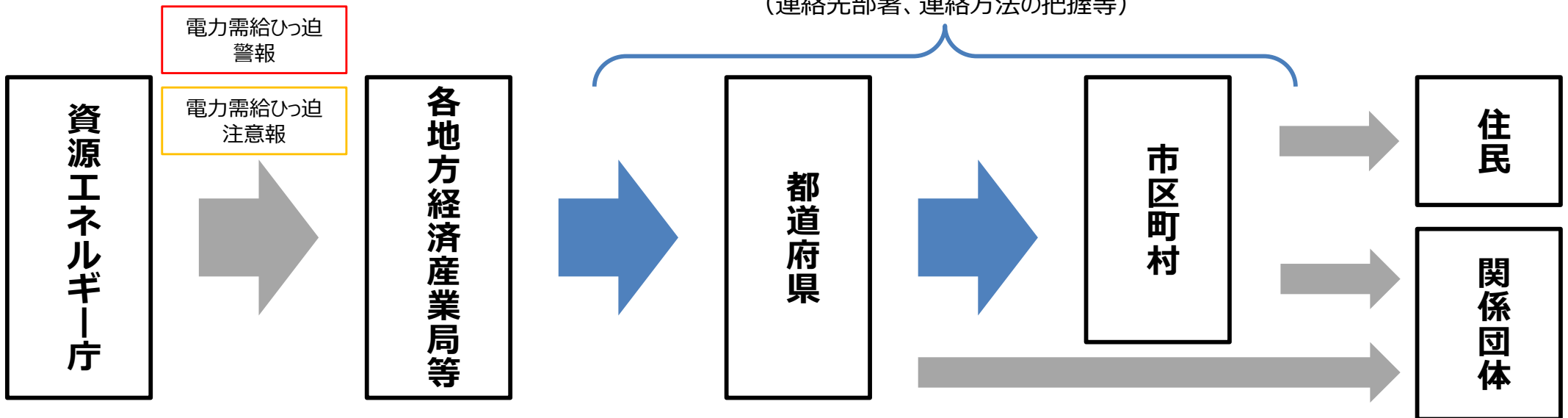
※地方支分部局への  
連絡体制を含む



# 電力需給ひっ迫注意報／警報発令時の連絡体制の再点検（自治体）

- 電力需給がひっ迫する見通しとなった場合、資源エネルギー庁から、前日16時目処に、広域予備率が5%を下回る場合には電力需給ひっ迫注意報、3%を下回る場合には電力需給ひっ迫警報を発令します。
- 電力需給ひっ迫注意報／警報は、地方経済産業局等を通じて各都道府県、各都道府県から市区町村に伝達するため、改めて、各都道府県・市区町村におかれましては節電要請の連絡を迅速に行うための連絡体制の構築・周知をお願いします。  
※資源エネルギー庁から、各メディア等を通じた周知も行います。

## <電力需給ひっ迫注意報／警報連絡フロー>



# 電力需給ひっ迫注意報／警報発令時の節電対策の実施に向けた確認

- 各関係団体・業界団体や事業者においては、電力需給ひっ迫注意報／警報が発令された場合には、「冬季の省エネ・節電メニュー」などを参考にいただき、あらかじめ、それぞれの事情や電力需給状況に合わせた節電行動（最大で電力使用量の**10%削減が目安**）の検討・確認や社内の連絡体制・手順等の確認をお願いします。
- また、平時から無理のない範囲での節電・省エネの協力をお願いします。

平時

- ・平時の節電行動の実施
- ・ひっ迫時の節電行動、連絡体制、手順等の検討・確認

準備情報発信時

前々日18時目処

- ・節電要請連絡体制の確認
- ・節電行動を実施する準備

注意報／警報発令時

前日16時目処から当日

- ・迅速な節電要請連絡の伝達
- ・需給状況に応じた節電行動の実施

冬季の省エネ・節電メニュー



詳細は、  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/shoene\\_setsuden/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/shoene_setsuden/)  
をご覧ください

<需給ひっ迫時の節電行動の検討例>

電力需給状況に合わせて、各事業者で実施する節電行動をあらかじめ検討・確認してください。

- ・照明や空調、OA機器の稼働を平時よりも更に間引き（あらかじめ止める照明等を決める）
- ・店舗の広告灯を消す
- ・エレベータの一部を停止する
- ・機器の稼働時間をずらす
- ・就業時間の繰り上げ

# 対価支払型DRの促進について（節電プログラム促進事業）

- 需給ひっ迫時に、需要抑制を促すことのできる、対価支払型のDR（ディマンド・レスポンス）について、政府としてもしっかりと後押しします。
- 具体的には、この冬は厳しい電力需給が見込まれる中、小売電気事業者等が実施する冬の節電プログラムに、ご家庭や企業の皆様に登録いただき、また、実際に節電にご協力いただいた場合に、国から支援を行う節電プログラム促進事業を行っています。（詳細は、<https://setsuden.go.jp/>をご覧ください）

## 第1弾：登録支援

この冬の需給ひっ迫に備え、節電に協力いただける需要家を増やすため、節電プログラムに登録いただいたご家庭や企業に一定額のポイント等付与（低圧（家庭等）：2,000円、高圧特高（企業）：20万円）

## 第2弾：実行支援

電力需要が高まる12月～3月に、現在のまだ厳しい需給の見通しを踏まえ、対価支払型の節電プログラム※に参加して、一層の省エネに取り組んでいただいた家庭や企業に対して、電力会社によるポイント等に、国によるポイント等を上乘せする支援

※対象となるプログラムは以下のとおり。

- ① 月間型（kWh）プログラム：前年同月比で一定の電力使用量を削減した場合、達成として評価し、対価（低圧：1000円/月、高圧特高：2万円/月）を支払う
- ② 指定時型（kW）プログラム：電力会社が指定する日時に、ベースラインより電力使用量を削減した場合、削減量を評価し、対価を支払う（※注意報・警報時40円/kWh、その他20円/kWh上限での補助）

## 実施スキーム

